

横浜市  
十日市場駅周辺地区  
道路特定事業計画

平成29年4月

横浜市緑区  
横浜市道路局



横浜市  
十日市場駅周辺地区道路特定事業計画

【目次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	4
5. 整備方針	4
6. 整備計画	7
(1)個別経路の事業計画	
(2)道路特定事業計画の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	27

## 1. はじめに

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。緑区内では、区の中心的地域として、文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積した十日市場駅周辺を対象に、「横浜市十日市場駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しています。

今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市十日市場駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

## 2. バリアフリー法の仕組み

### （1）バリアフリー法とは

バリアフリー法は、高齢者、身体障害者、知的・精神・発育障害など全ての障害者、妊婦、けが人など、全ての方にとって建築物及び公共交通機関さらには路外駐車場・都市公園における移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的とし、次の2つの施策によりバリアフリー化を推進するものです。

#### ■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合が義務づけられます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

#### ■重点整備地区の一体的なバリアフリー化

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

## (2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年以内の事業完了を目標に事業を実施していきます。

## 3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

「横浜市十日市場駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連施設」と「生活関連経路」を定めています。

### ■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことです。

主として、(1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、(2) その施設へ至る手段が、主に十日市場駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とします。

### ■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化を図る必要性が高い経路とします。

なお、生活関連経路は、目標とする整備水準によって、次の2つに区分します。

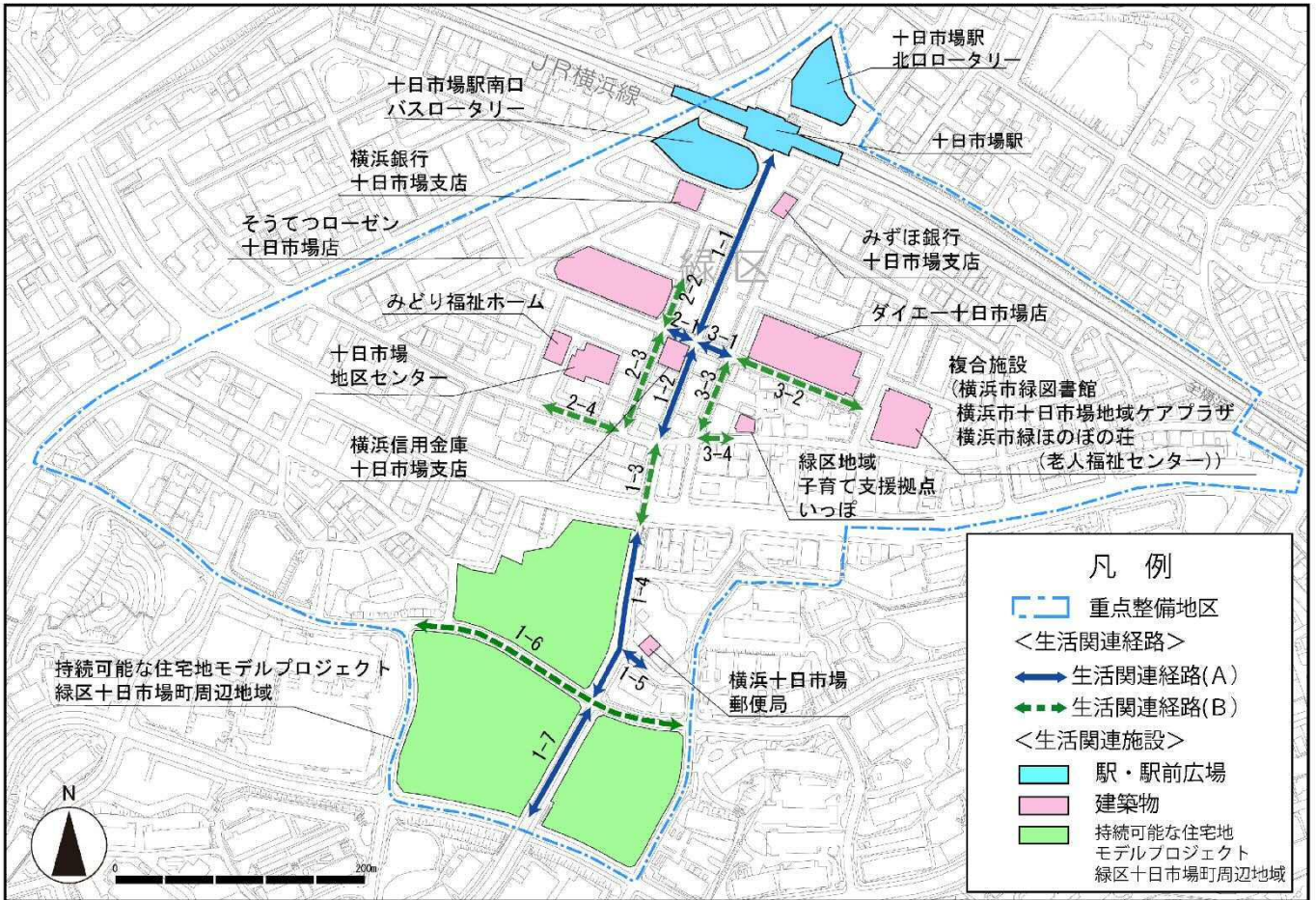
#### ○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

#### ○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、生活関連経路A に設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

## 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路



【横浜市建業局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

#### 4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

#### 5. 整備方針

##### (1) 目標年次

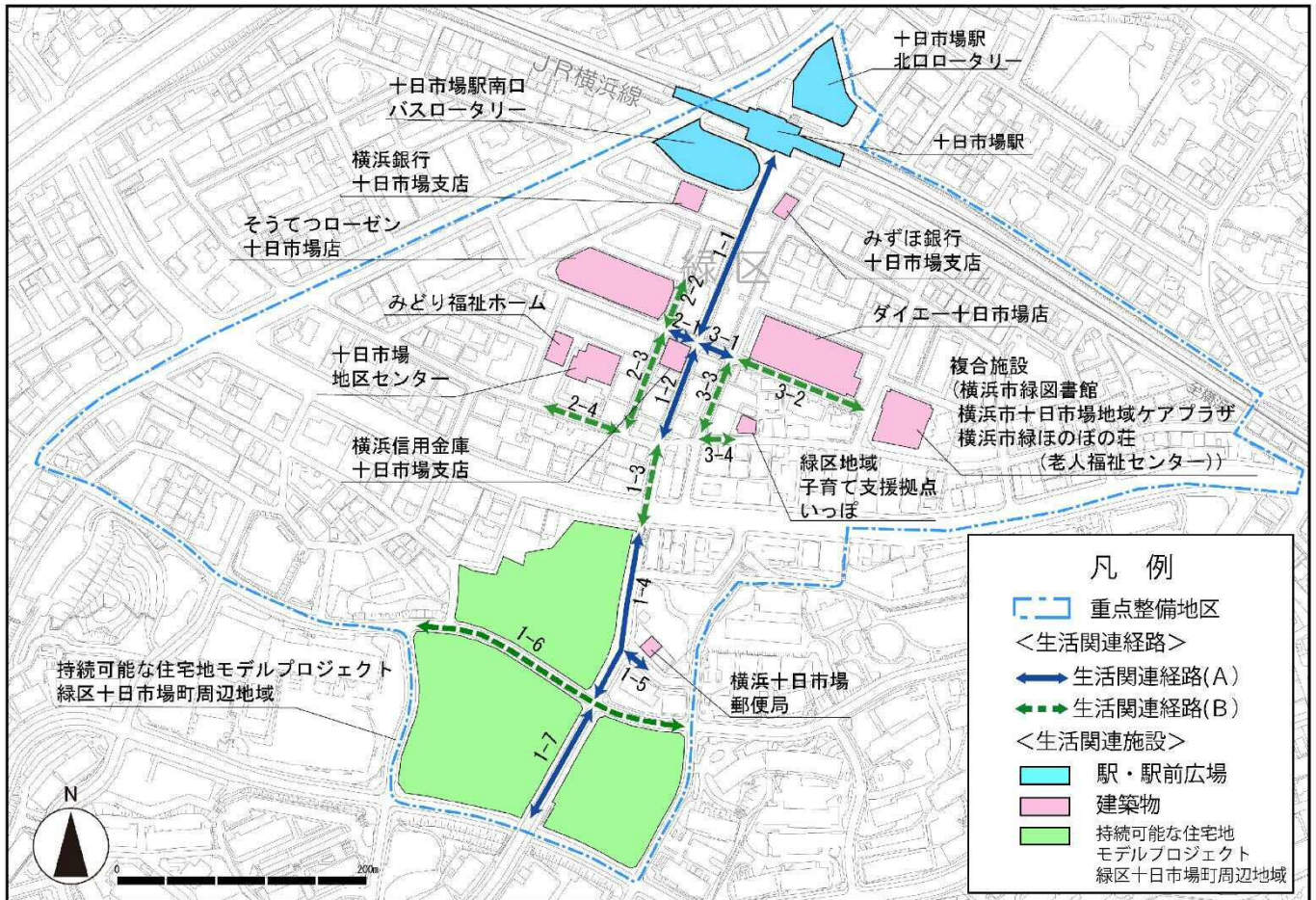
原則として平成33年度までを目標に整備を実施します。

##### (2) 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3) 対象経路の事業範囲

生活関連施設相互間のネットワークを考慮して、対象経路の事業範囲を設定しました。



【横浜市建業局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

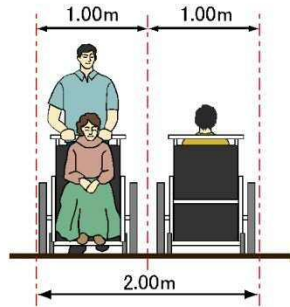


#### (4) 主な整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

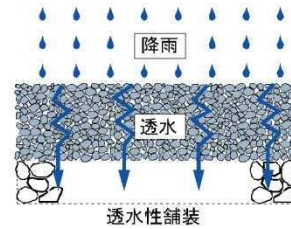
##### ■ 有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



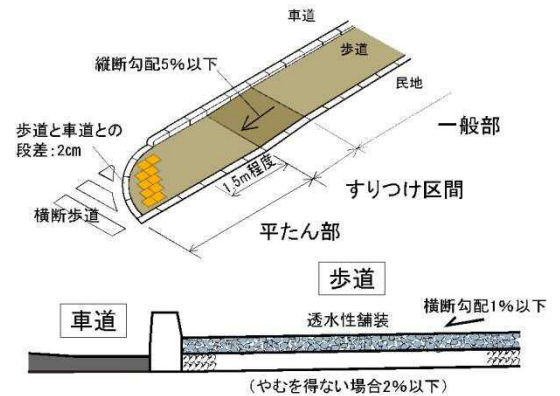
##### ■ 舗装材

- 歩道の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとする。
- 歩道の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



##### ■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道と車道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



##### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色とする。(周囲の舗装材の色は容易にブロック部分が識別できるように配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗車口などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設、その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

## 6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

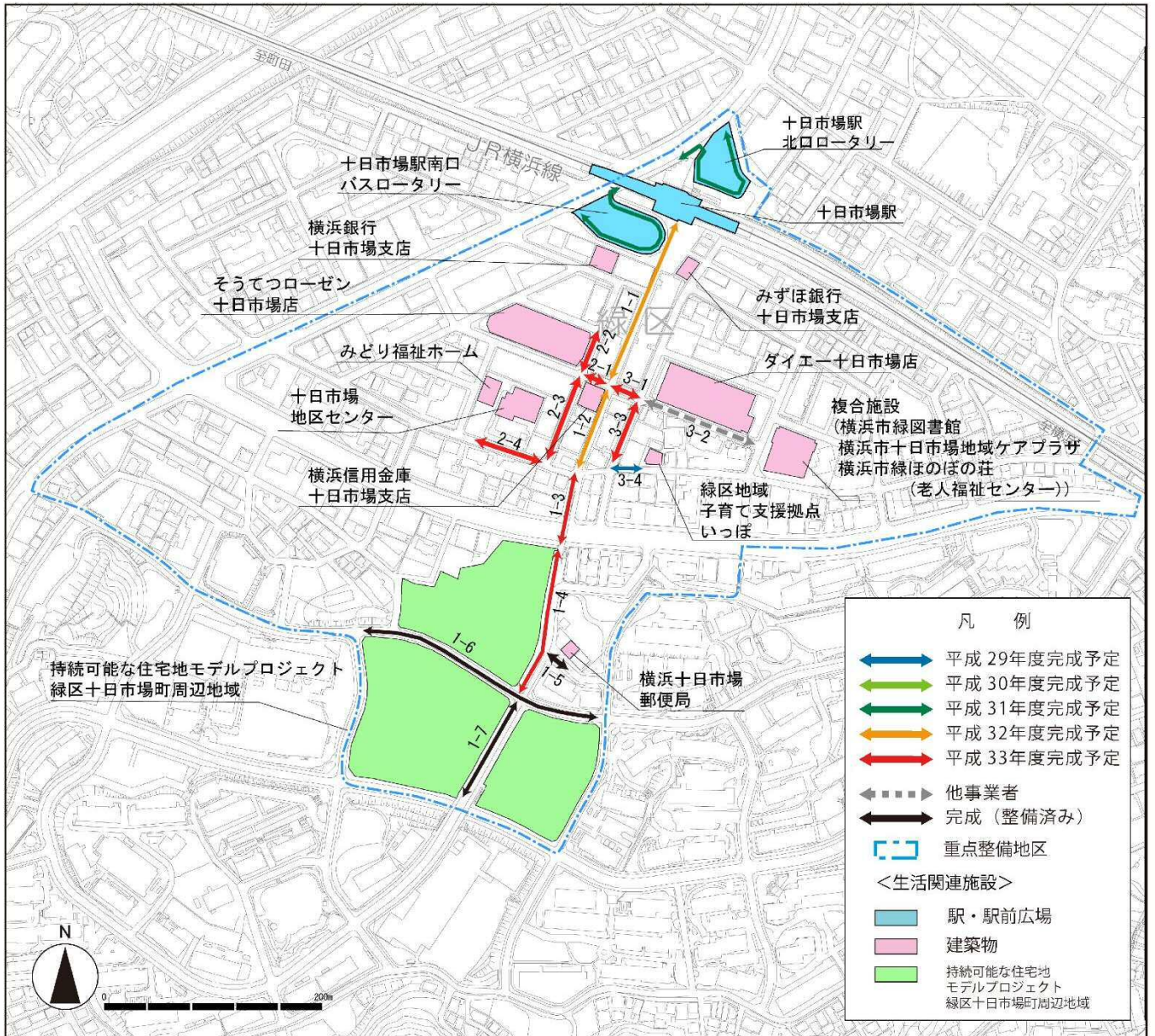
なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

### (1) 個別経路の事業計画

経路・区間		事業内容と事業量																				事業実施 予定期間 (年度)	事業実施 に際して 配慮す べき 重要事項																		
経路名称 事業区間	事業 延長 m	経路種別			道路構造の改修											その他																									
		生活関連施設	生活関連経路 (A)(B)		歩行空間の確保	歩道の改修				視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			その他																												
			歩道の拡幅	車道の改修		全面改修	部分改修	平坦部の確保	勾配の改修	排水施設の改修	連続誘導	部分敷設	交差点部等の部分敷設	カーレットの設置	車止めの改修	手すりの設置	植栽の剪定	縦断勾配改善の検討	照度の確保の検討	休憩施設の設置の検討																					
新設	改修	箇所	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	m	基	m	m	m	m	箇所																					
十日市場駅北口ロータリー	226	●					226	368	5					31		4	18	22																							
十日市場駅南口バスロータリー	200	●					200		2							2	5																								
1-1 プロムナード① 十日市場駅南口～横浜信用金庫前の交差点	162	●				49	162		2		18		216		3	10																									
1-2 プロムナード② 横浜信用金庫前の交差点～十日市場歩道橋	86	●				75					6	75																													
1-3 十日市場歩道橋(太鼓橋) 十日市場歩道橋	71	●				75		1		4	129		2		7	26	56	56	1																						
1-4 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域① 十日市場歩道橋～保育園前の交差点	142	●																				1																			
1-5 十日市場郵便局前 郵便局前の交差点～郵便局	15	●														1																									
1-7 持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域③ 保育園前の交差点～小学校前の交差点	108	●																132																							
2-1 そうてつローゼン・プロムナード間 横浜信用金庫前の交差点～横浜信用金庫十日市場支店交差点	29	●				207	12		4		1	19	4	1	3	3																									
2-2 そうてつローゼン東側 横浜信用金庫十日市場支店交差点～そうてつローゼン前の交差点	39	●				88	27																																		
2-3 十日市場地区センター・みどり福祉ホーム東側 横浜信用金庫十日市場支店交差点～十日市場歩道橋西側の交差点	90	●		81	408	48		1	2		63		1																												
2-4 十日市場地区センター・みどり福祉ホーム南側 十日市場歩道橋西側の交差点～地区センター入口前の交差点	77	●				69					66																														
3-1 ダイエー・プロムナード間 横浜信用金庫前の交差点～ダイエー十日市場店交差点	28	●				77	11		3		24	1	2																												
3-3 いっぽ西側 ダイエー十日市場店交差点～十日市場歩道橋東側の交差点	72	●							1																																
3-4 いっぽ南側 十日市場歩道橋東側の交差点～いっぽ	33	●															40																								

全面改修：歩道の全幅員を改修すること。  
 部分改修：歩道の一部分を改修すること。  
 平坦部の確保：横断歩道等の手前の歩道内の平坦部の確保や歩道内の段差を改善すること。  
 勾配の改修：車両乗り入れ部分の横断勾配を改善すること。

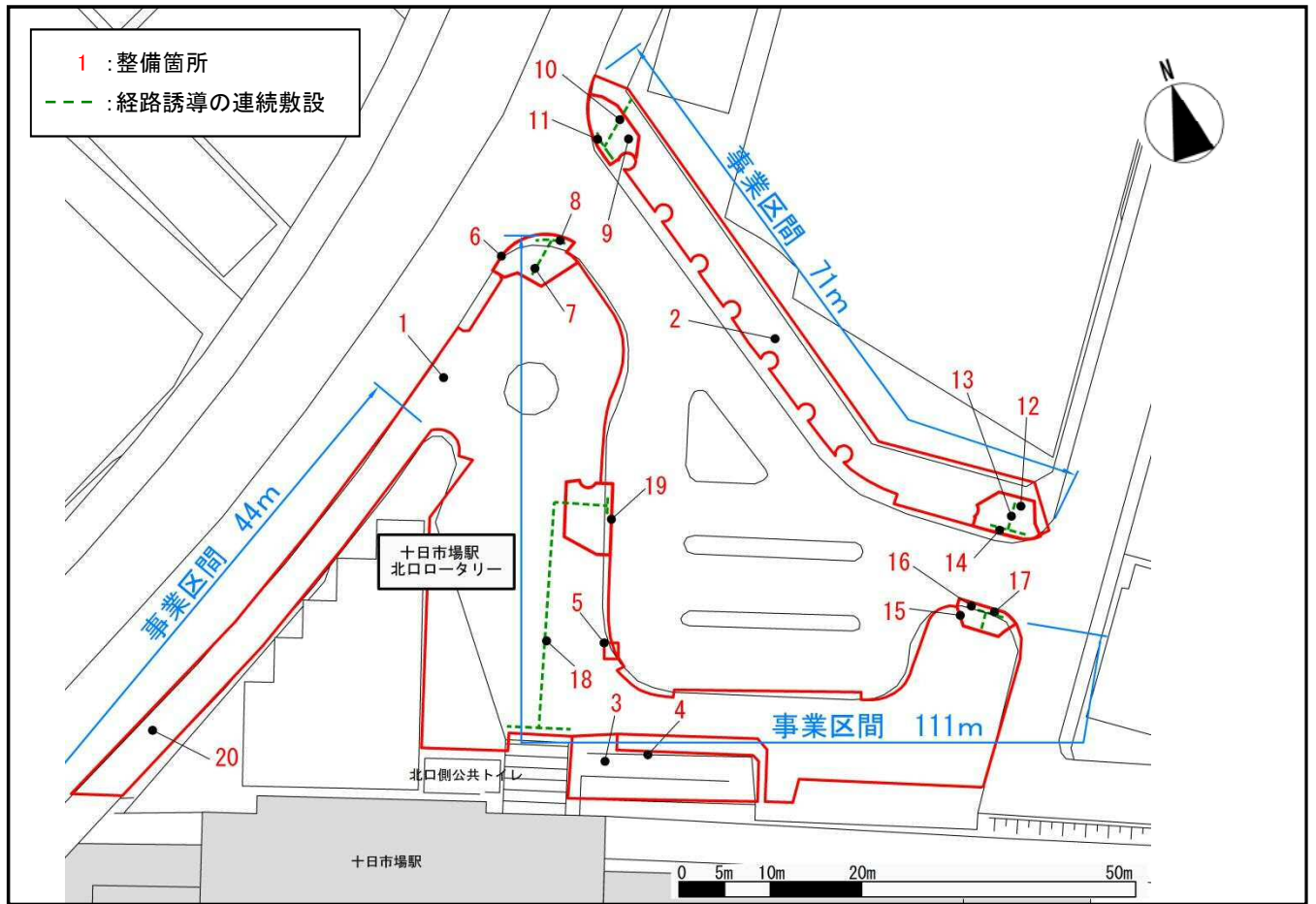
## (2) 道路特定事業計画の対象経路



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

■十日市場駅北口ロータリー

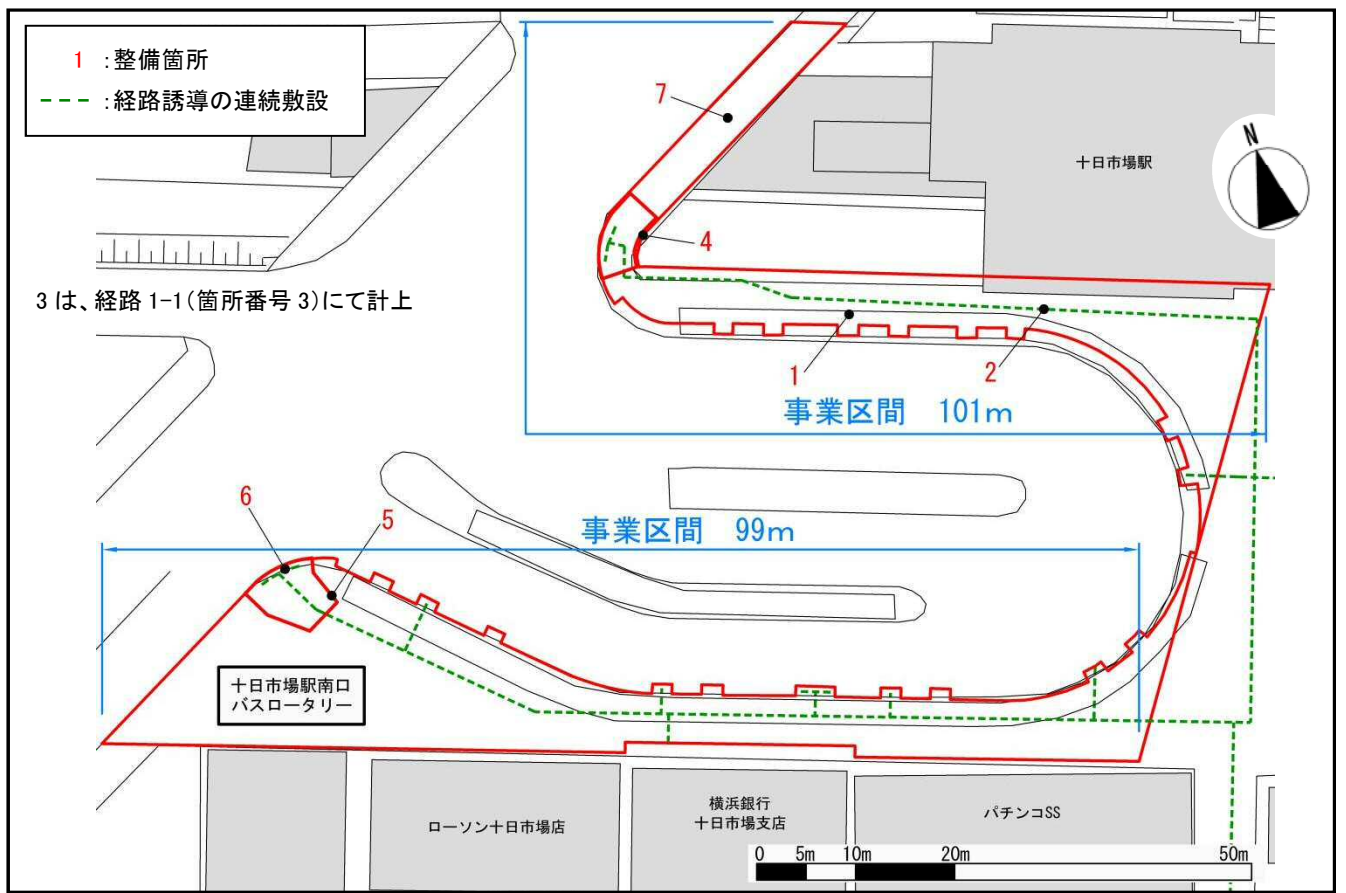
道路特定事業計画書【生活関連施設】					
経路名	十日市場駅北口ロータリー (主要地方道市道環状4号線、市道つつじが丘第408号線、第410号線)				
事業区間	十日市場駅北口ロータリー				
事業延長	226m				
事業実施予定期間	平成29～31年度				
<b>【整備方針】</b>					
〔課題〕： 水平区間の確保されていない箇所、ブロック舗装の劣化箇所、スロープの水たまり箇所、車止めの劣化・未設置・間隔が狭い箇所、1段手摺りのため歩行困難の箇所、タクシー乗り場のブロックが切り下げられていない箇所、視覚障害者誘導用ブロックの未設置・視認しづらい箇所、橋の接続部の段差の箇所がある。					
〔対策〕： 水平区間の確保、舗装の改修、車止めの改修・設置・有効幅員の確保、2段手摺りに改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修・設置を行う。					
<b>【事業内容】</b>					
	整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保					
	歩道の拡幅	m			
道路構造の改修					
	車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m	226	1、2、20	
	部分改修	m <sup>2</sup>	368	3	
	平たん部の確保	箇所	5	6、9、12、15、19	
	勾配の改修	箇所			
	排水施設の改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
	経路誘導の連続敷設	新設	m	31	18
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所	4	7、10、13、16	
その他					
	車止めの改修	基	18	5、8、11、14、17	
	手すりの設置	m	22	4	
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>					



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■十日市場駅南口バスロータリー

道路特定事業計画書【生活関連施設】					
経路名	十日市場駅南口バスロータリー(主要地方道市道環状4号線)				
事業区間	十日市場駅南口バスロータリー				
事業延長	200m				
事業実施予定期間	平成29~31年度				
【整備方針】					
〔課題〕： 水平区間の確保されていない箇所、ブロック舗装の劣化箇所、視覚障害者誘導用シートの劣化箇所、段差のある箇所、車止めの間隔が狭い箇所がある。					
〔対策〕： 水平区間の確保、舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、段差の解消、車止めの有効幅員の確保を行う。					
【事業内容】					
整備項目			事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保					
歩道の拡幅		m			
道路構造の改修					
車道の改修		m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m	200	1、7	
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平たん部の確保	箇所	2	4、5	
	勾配の改修	箇所			
排水施設の改修		箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	改修	m	186	2	
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所	2	2	
その他					
車止めの改修		基	5	6	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】					

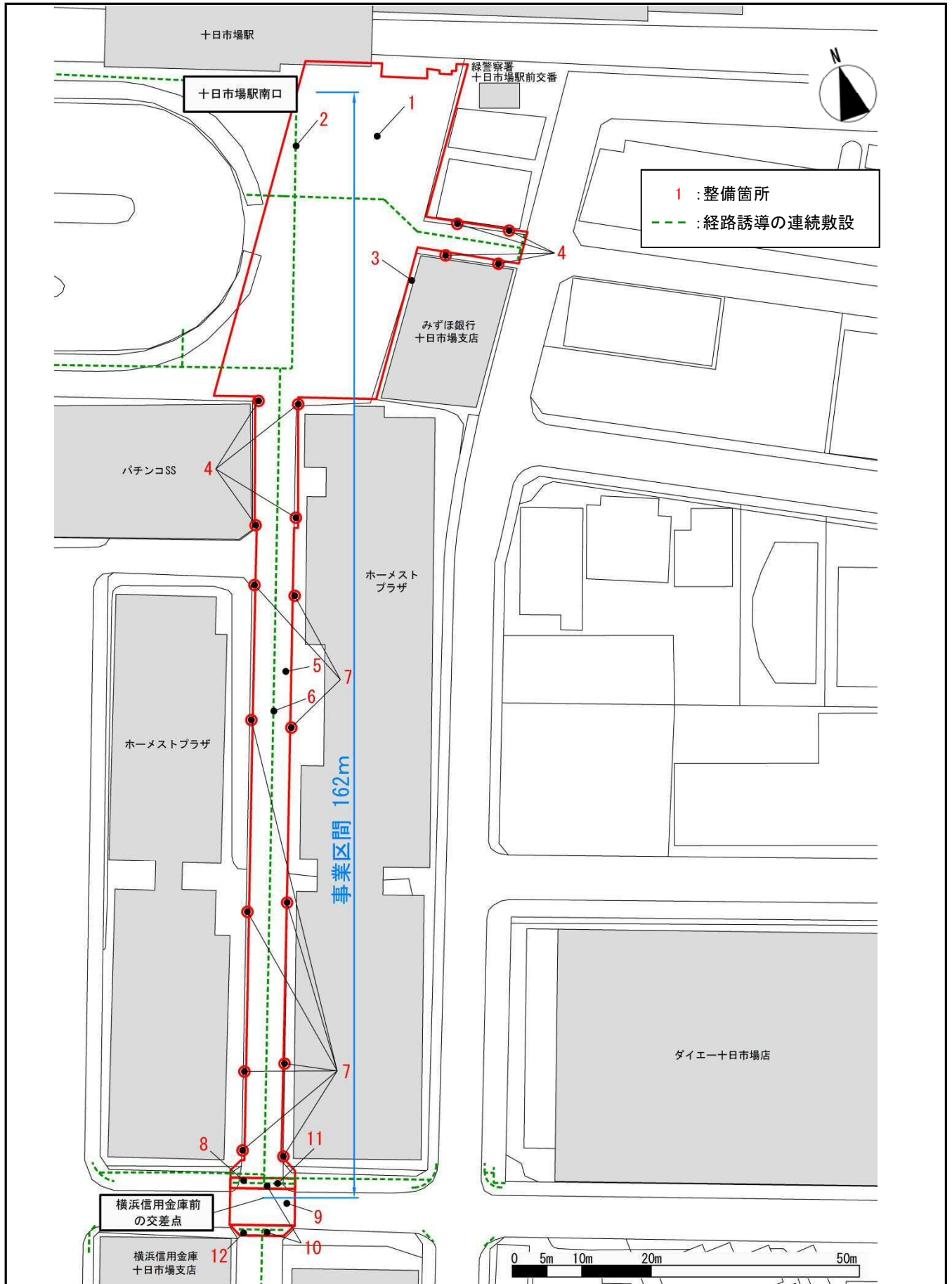


【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路1-1

道路特定事業計画書【生活関連経路A】				
経路名	プロムナード①（主要地方道市道環状4号線、市道十日市場第72号線、第74号線）			
事業区間	十日市場駅南口～横浜信用金庫前の交差点			
事業延長	162m			
事業実施予定期間	平成31～32年度			
<b>【整備方針】</b>				
〔課題〕：ブロック舗装の劣化箇所、視覚障害者誘導用シートの劣化箇所、段差のある箇所、集水樹蓋の目が粗い箇所、水平区間の確保されていない箇所、横断歩道が盛り上がっている箇所、車止めの間隔が狭い箇所、視覚障害者誘導用ブロックが適切でない箇所がある。				
〔対策〕：舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、段差の解消、集水樹蓋の交換、水平区間の確保、車止めの有効幅員の確保を行う。				
<b>【事業内容】</b>				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>	49	9	
歩道の改修	全面改修	m	162	1、3、5
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所	2	8、12
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修	箇所	18	4、7	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m	216	2、6
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	3	2、11
その他				
車止めの改修	基	10	10	
<b>【事業実施に際して配慮すべき重要事項】</b>				





【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路1-2

**道路特定事業計画書【生活関連経路A】**

経路名 プロムナード②（市道十日市場第67号線）  
 事業区間 横浜信用金庫前の交差点～十日市場歩道橋  
 事業延長 86m  
 事業実施予定期間 平成31～32年度

**【整備方針】**

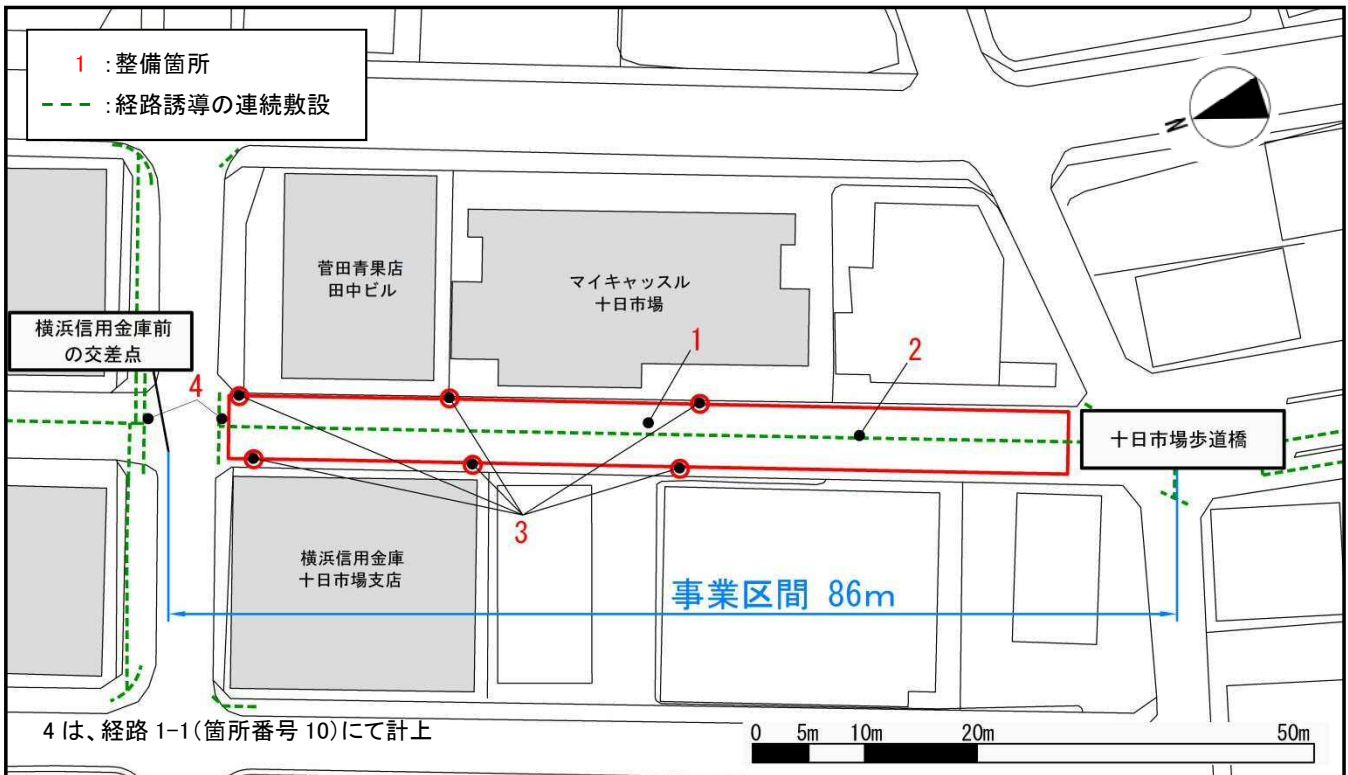
〔課題〕：舗装の劣化箇所、集水桝蓋の目が粗い箇所、車止めの間隔が狭い箇所、視覚障害者誘導用ブロックが適切でない箇所がある。

〔対策〕：舗装の改修、集水桝蓋の交換、車止めの有効幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

**【事業内容】**

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m	75	1
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修		箇所	6	3
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m	75	2
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				

**【事業実施に際して配慮すべき重要事項】**



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路1-3

**道路特定事業計画書【生活関連経路B】**

経路名	十日市場歩道橋（太鼓橋）（市道十日市場第67号線）
事業区間	十日市場歩道橋
事業延長	71m
事業実施予定期間	平成29～33年度

**【整備方針】**

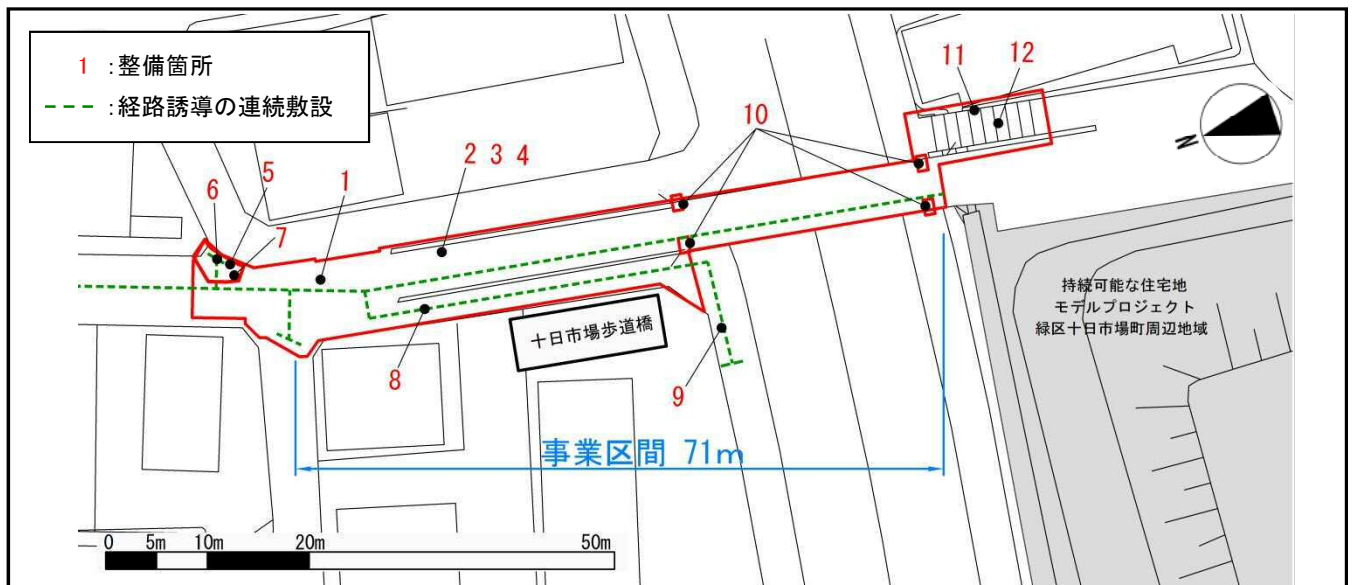
〔課題〕：舗装の劣化箇所、縦断勾配がきつい箇所、休憩施設設置要望がある箇所、街灯が暗い箇所、車止めの間隔が狭い箇所、1段手摺りまたは片側のみの手摺りのため上下困難の階段、側溝蓋にくぼみのある箇所、視覚障害者誘導用ブロックの劣化箇所、水平区間の確保されていない箇所がある。

〔対策〕：舗装の改修、縦断勾配改善の検討、休憩施設の設置の検討、照度の確保の検討、車止めの有効幅員の確保、2段手摺りに改修または新たに設置、側溝蓋の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修、水平区間の確保を行う。

**【事業内容】**

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m	75	1
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平坦部の確保	箇所	1	7
	勾配の改修	箇所		
	排水施設の改修	箇所	4	10
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m	129	6、8、9
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	2	6、8
その他				
車止めの改修	基	7	5	
手すりの設置	m	26	11、12	
縦断勾配改善の検討	m	56	2	
照度の確保の検討	m	56	4	
休憩施設の設置の検討	箇所	1	3	

**【事業実施に際して配慮すべき重要事項】** 持続可能な住宅地モデルプロジェクト事業との調整が必要



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路1-4

**道路特定事業計画書【生活関連経路A】**

経路名 持続可能な住宅地モデルプロジェクト緑区十日市場町周辺地域①  
 (市道十日市場第67号線、第435号線)  
 事業区間 十日市場歩道橋～保育園前の交差点  
 事業延長 142m  
 事業実施予定期間 平成29～33年度

**【整備方針】**

〔課題〕：休憩施設設置要望箇所がある。  
 〔対策〕：休憩施設の設置の検討を行う。

**【事業内容】**

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
休憩施設の設置の検討	箇所	1	1	

**【事業実施に際して配慮すべき重要事項】** 持続可能な住宅地モデルプロジェクト事業との調整が必要



■経路1-5

**道路特定事業計画書【生活関連経路A】**

経路名 十日市場郵便局前（市道十日市場第436号線）  
 事業区間 郵便局前の交差点～郵便局  
 事業延長 15m  
 事業実施予定期間 実施済み

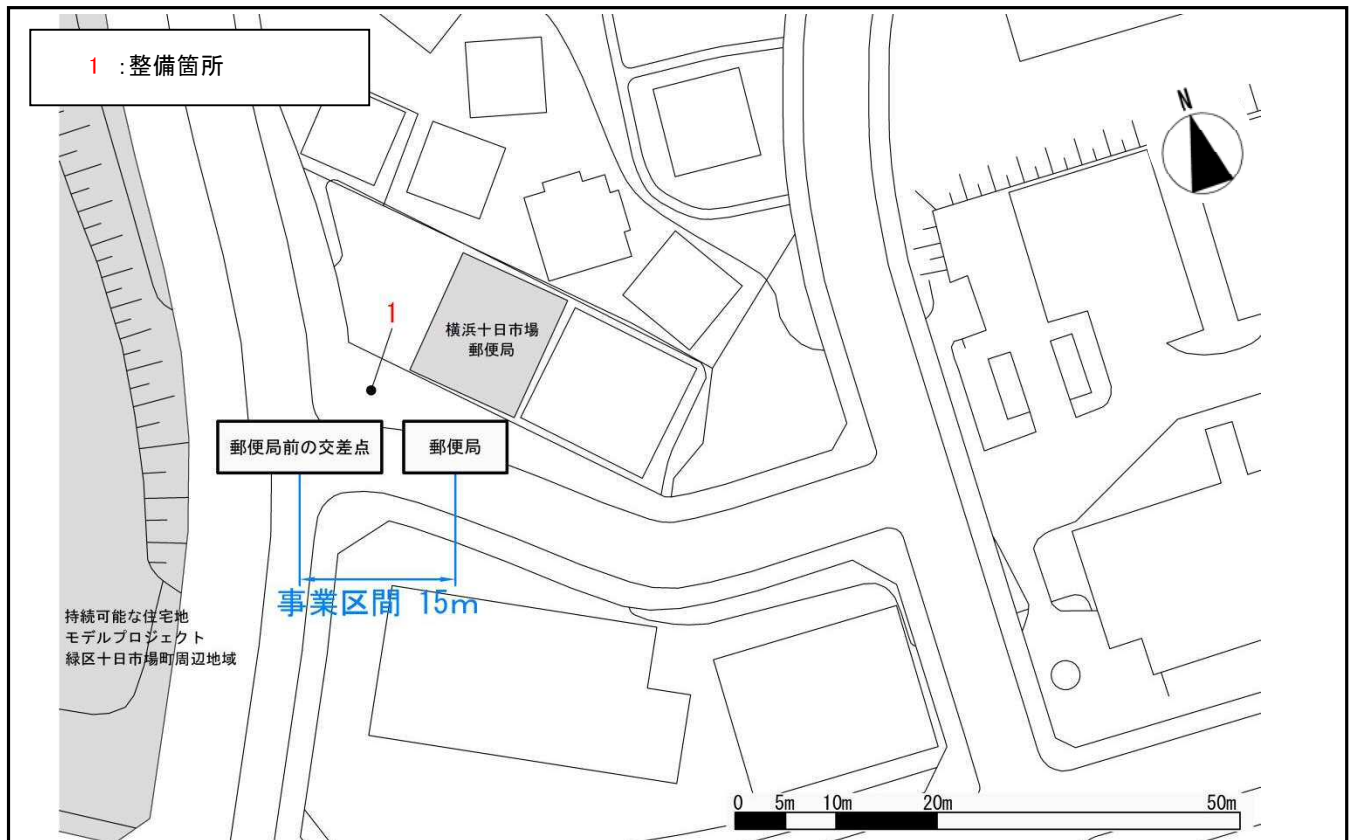
**【整備方針】**

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの劣化箇所がある。  
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの改修。

**【事業内容】**

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修		箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	1	改修済み
その他				

**【事業実施に際して配慮すべき重要事項】**



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路1-7

**道路特定事業計画書【生活関連経路A】**

経路名	持続可能な住宅地モデルプロジェクト緑区十日市場町周辺地域③ (市道十日市場第437号線)
事業区間	保育園前の交差点～小学校前の交差点
事業延長	108m
事業実施予定期間	継続実施

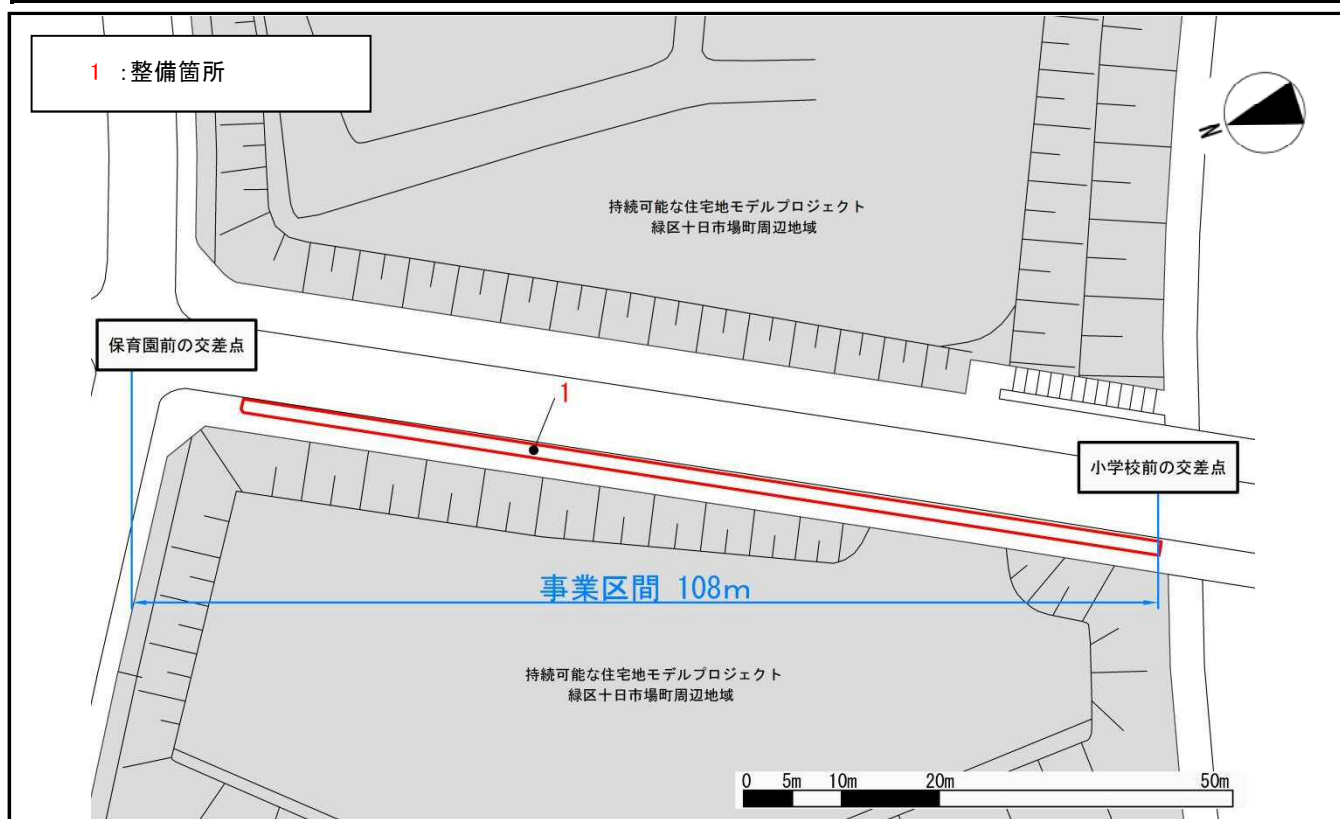
**【整備方針】**

- [課題]: 植栽が通行の妨げになる箇所がある。
- [対策]: 植栽の剪定を行う。

**【事業内容】**

整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保			
歩道の拡幅	m		
道路構造の改修			
車道の改修	m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m	
	部分改修		
	平たん部の確保	箇所	
	勾配の改修	箇所	
排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			
経路誘導の連続敷設	改修	m	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	
	改修	箇所	
その他			
植栽の剪定	m <sup>2</sup>	132	1 継続実施

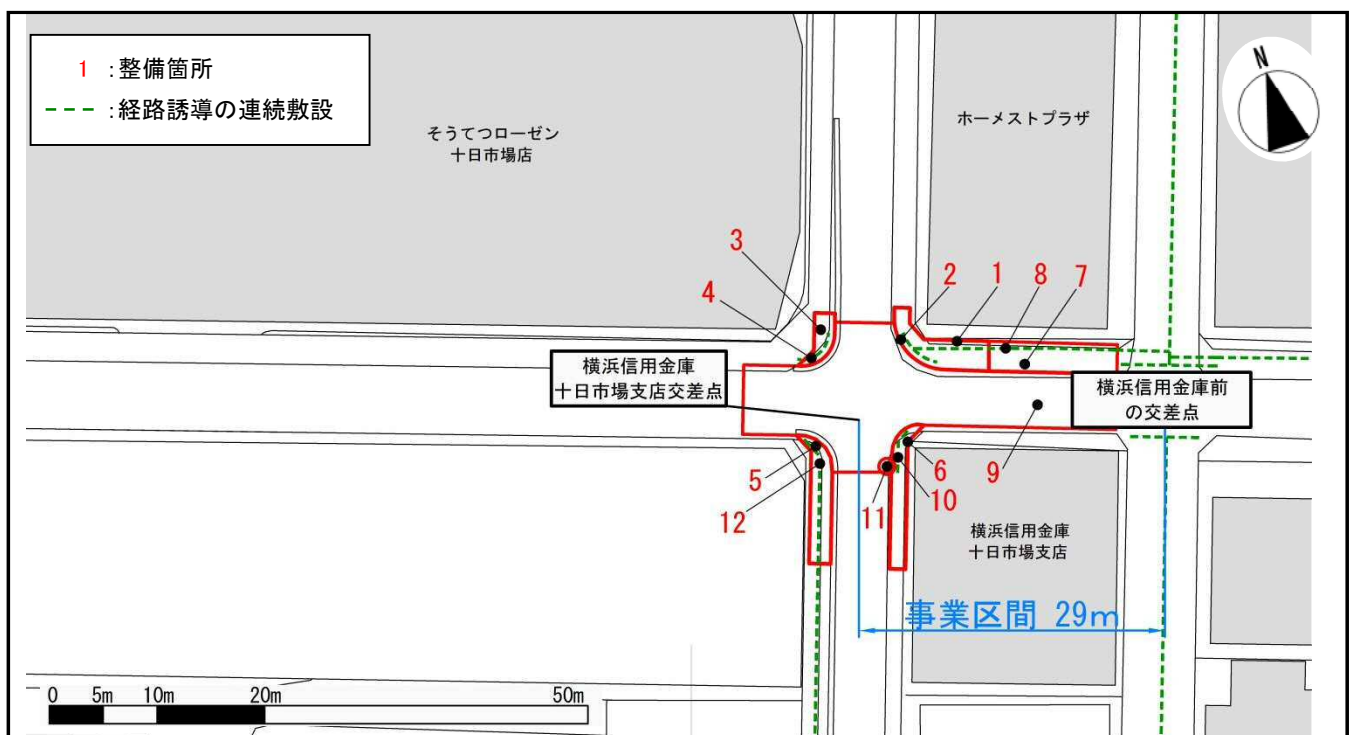
**【事業実施に際して配慮すべき重要事項】**



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路2-1

道路特定事業計画書【生活関連経路A】				
経路名	そうてつローゼン・プロムナード間（市道十日市場第66号線）			
事業区間	横浜信用金庫前の交差点～横浜信用金庫十日市場支店交差点			
事業延長	29m			
事業実施予定期間	平成32～33年度			
【整備方針】				
〔課題〕： 水平区間の確保されていない箇所、車止めの間隔が狭い箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未設置の箇所、集水柵蓋の目が粗い箇所がある。				
〔対策〕： 水平区間の確保、車道の改修、歩道の全面改修、車止めの有効幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改修、集水柵蓋の交換を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>	207	9	
歩道の改修	全面改修	m	12	7
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所	4	1、3、5、6
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修	箇所	1	11	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	19	8
	改修	m	4	12
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	4
	改修	箇所	3	8、10、12
その他				
車止めの改修	基	3	2	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路2-2

道路特定事業計画書【生活関連経路B】

経路名 そうてつローゼン東側（市道十日市場第59号線）  
 事業区間 横浜信用金庫十日市場支店交差点～そうてつローゼン前の交差点  
 事業延長 39m  
 事業実施予定期間 平成32～33年度

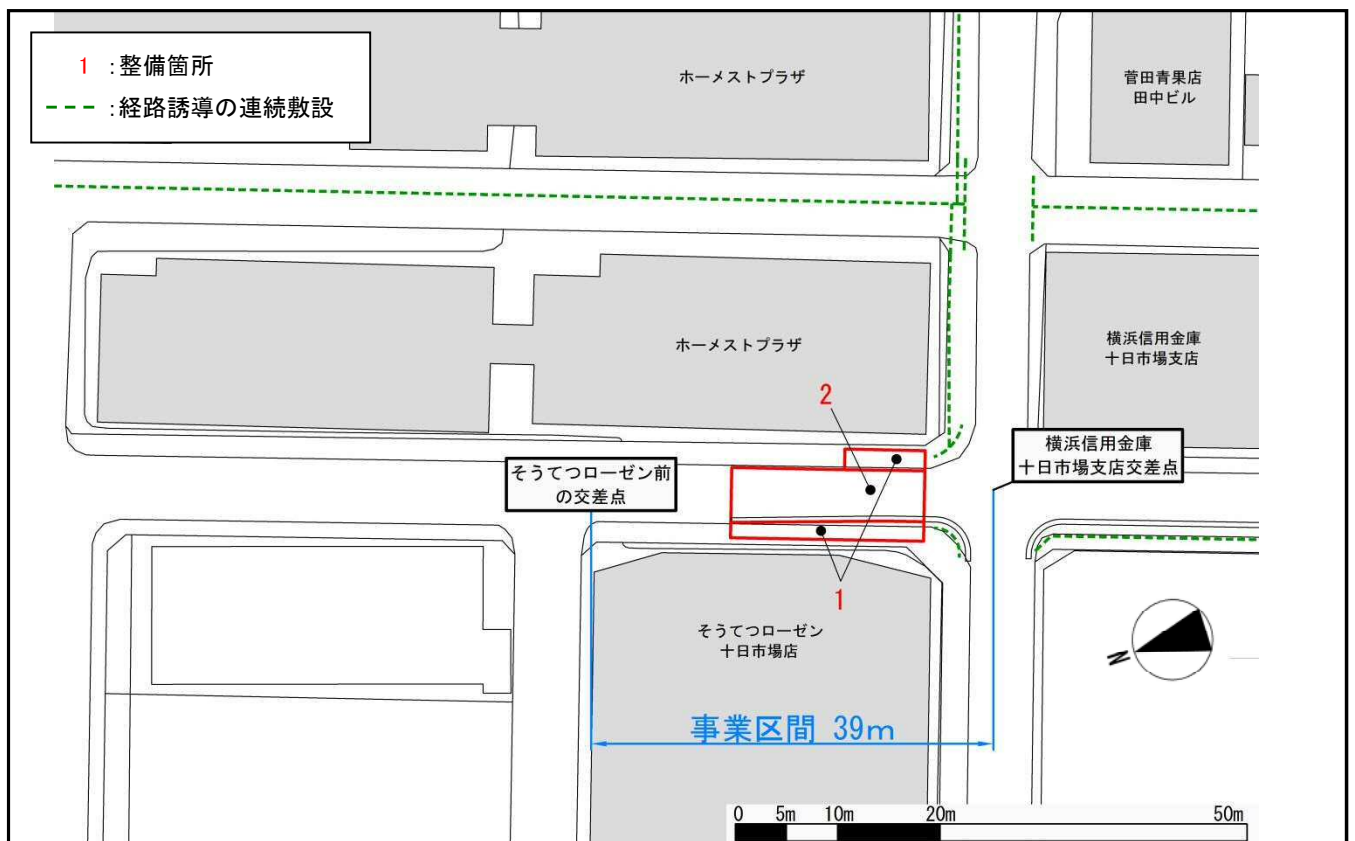
【整備方針】

〔課題〕：隣接経路の改修に伴い、歩車道の改修が必要な箇所がある。  
 〔対策〕：車道の改修、歩道の全面改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>	88	2	
歩道の改修	全面改修	m	1	
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】



■経路2-3

**道路特定事業計画書【生活関連経路B】**

経路名 十日市場地区センター・みどり福祉ホーム東側（市道十日市場第59号線）  
 事業区間 横浜信用金庫十日市場支店交差点～十日市場歩道橋西側の交差点  
 事業延長 90m  
 事業実施予定期間 平成32～33年度

**【整備方針】**

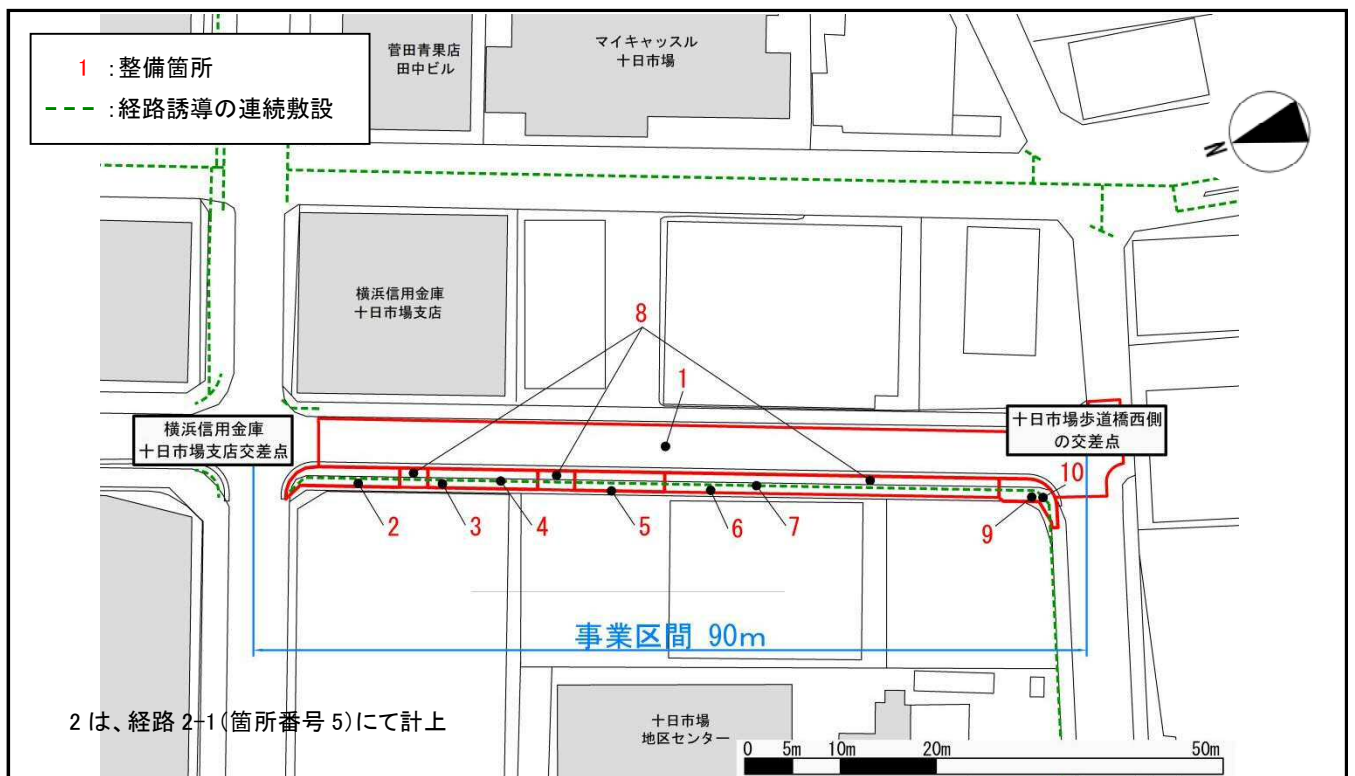
〔課題〕： 水平区間の確保されていない箇所、縦断勾配がきつい箇所、視覚障害者誘導用ブロックの破損箇所、歩道舗装が劣化・幅員が狭い箇所がある。

〔対策〕： 舗装の改修、水平区間の確保、縦断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの改修、歩道の有効幅員の確保を行う。

**【事業内容】**

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保					
歩道の拡幅	m	81	8		
道路構造の改修					
車道の改修	m <sup>2</sup>	408	1		
歩道の改修	全面改修	m	48	6	
	部分改修	m <sup>2</sup>			
	平たん部の確保	箇所	1	9	
	勾配の改修	箇所	2	3、5	
排水施設の改修	箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	改修	m	63	4、7	4は応急修理済み
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所	1	10	応急修理済み
その他					

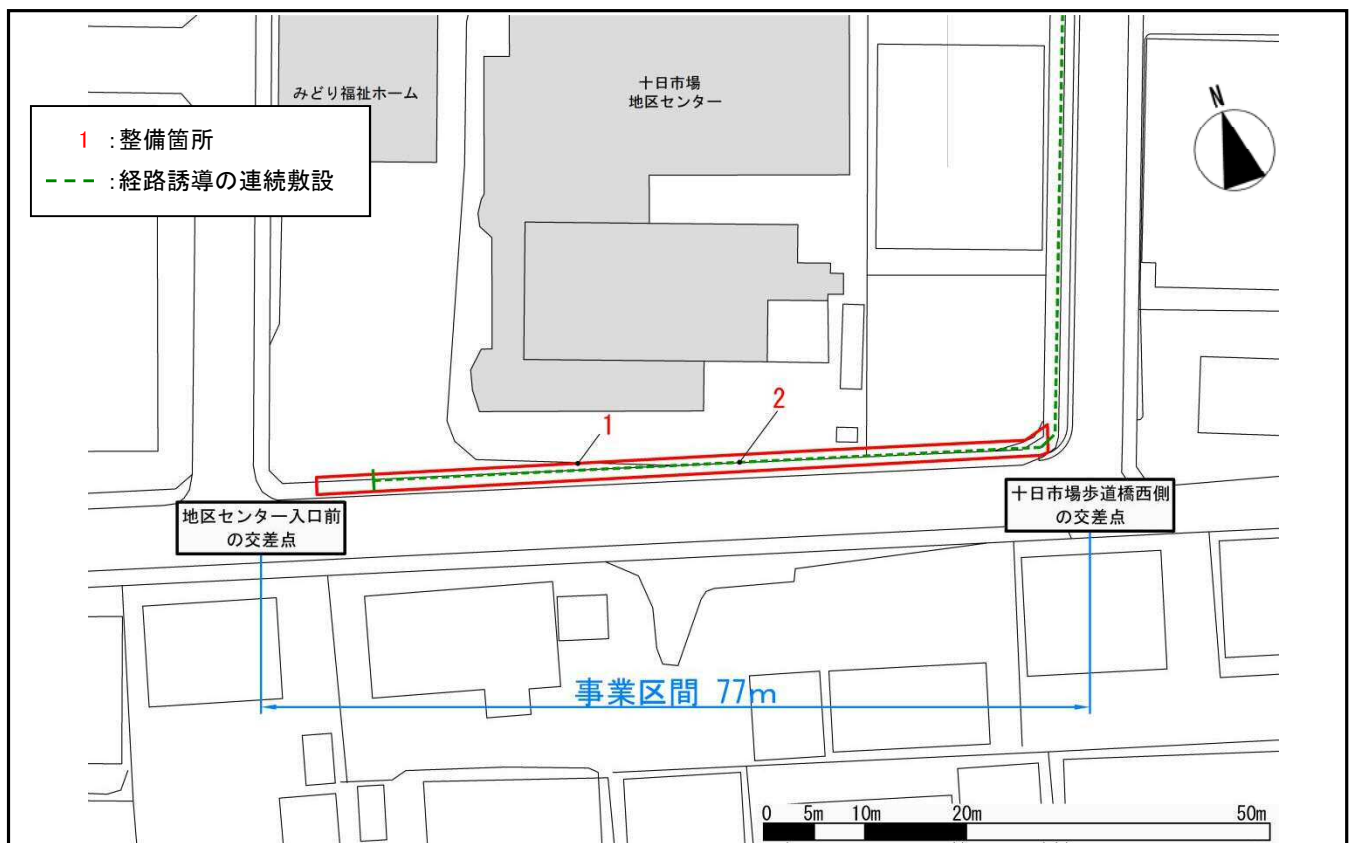
**【事業実施に際して配慮すべき重要事項】**



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路2-4

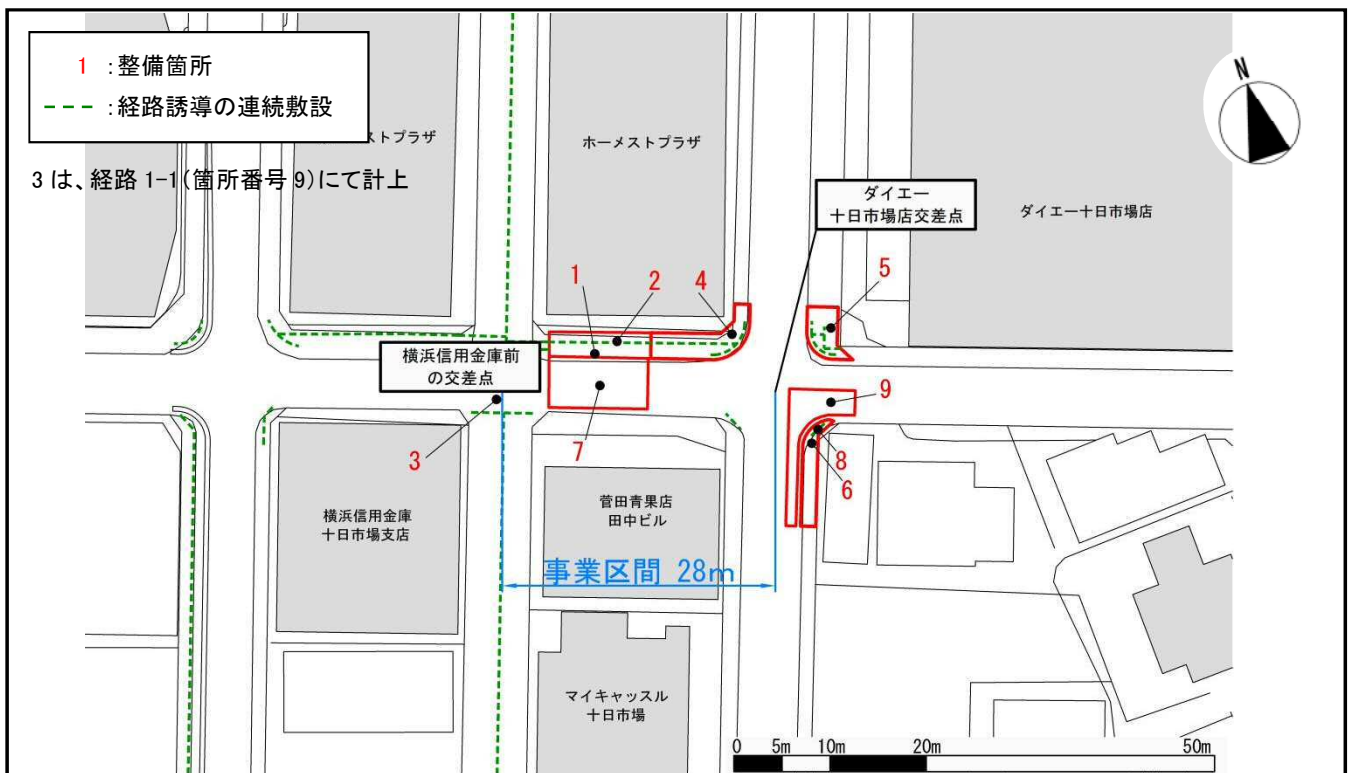
道路特定事業計画書【生活関連経路B】				
経路名	十日市場地区センター・みどり福祉ホーム南側（市道十日市場第59号線）			
事業区間	十日市場歩道橋西側の交差点～地区センター入口前の交差点			
事業延長	77m			
事業実施予定期間	平成33年度			
【整備方針】				
〔課題〕：ブロック舗装が破損し不陸の箇所、視覚障害者誘導用ブロックの視認しづらい箇所がある。				
〔対策〕：舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>			
歩道の改修	全面改修	m	69	1
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m	66	2
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】 隣接建物管理者との調整が必要				



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路3-1

道路特定事業計画書【生活関連経路A】				
経路名	ダイエー・プロムナード間（市道十日市場第66号線）			
事業区間	横浜信用金庫前の交差点～ダイエー十日市場店交差点			
事業延長	28m			
事業実施予定期間	平成32～33年度			
【整備方針】				
〔課題〕：隣接経路の改修に伴い、歩車道の改修が必要な箇所、視覚障害者誘導用ブロックの改修が必要な箇所、水平区間の確保されていない箇所、視覚障害者誘導用ブロックが未設置の箇所がある。				
〔対策〕：車道の改修、歩道の全面改修、水平区間の確保、視覚障害者誘導用ブロックの改修・設置を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修	m <sup>2</sup>	77	7、9	
歩道の改修	全面改修	m	11	1
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所	3	4、5、6
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m	24	2
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	8
	改修	箇所	2	2
その他				
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル2500)により作成】

■経路3-3

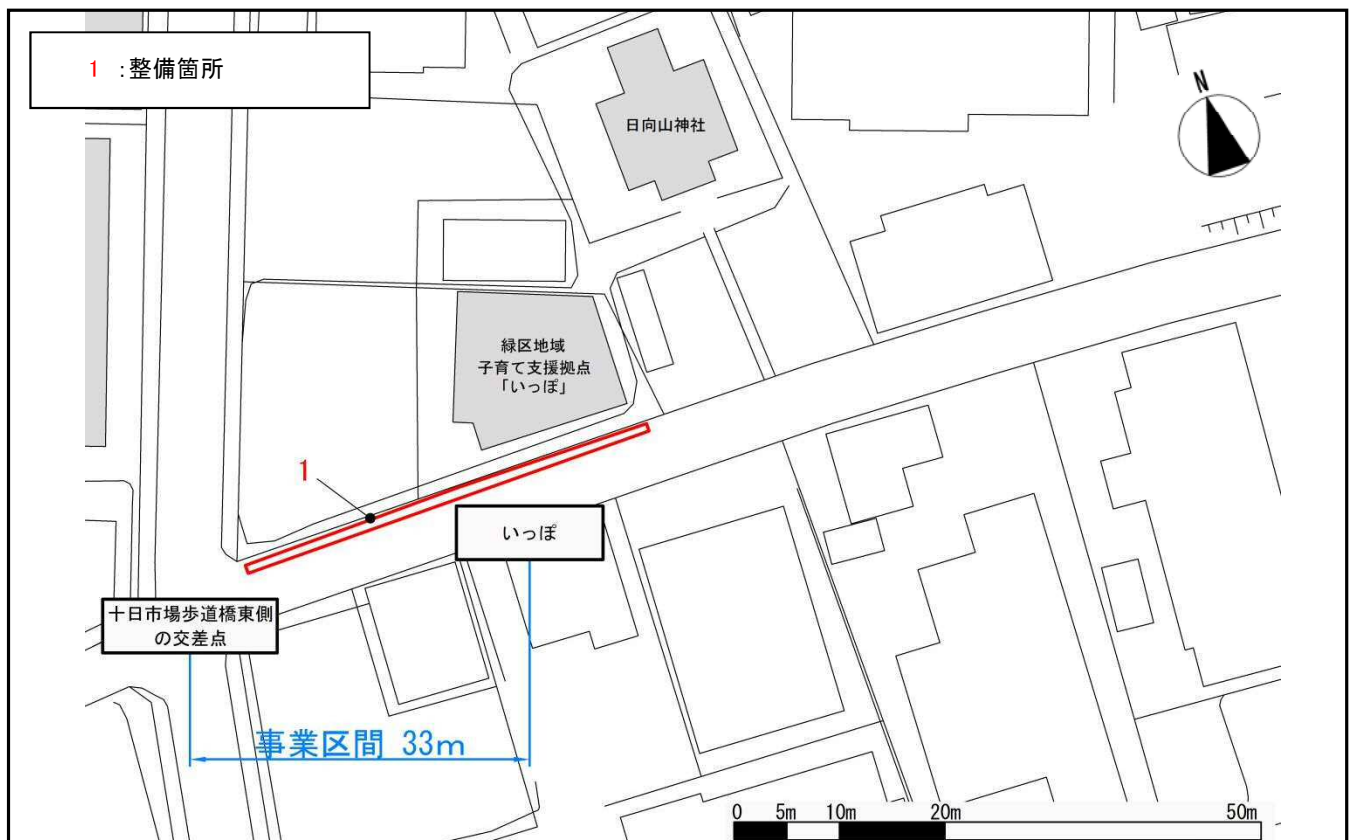
道路特定事業計画書【生活関連経路B】				
経路名	いっぽ西側（市道十日市場第140号線）			
事業区間	ダイエー十日市場店交差点～十日市場歩道橋東側の交差点			
事業延長	72m			
事業実施予定期間	平成33年度			
【整備方針】				
〔課題〕： 水平区間の確保されていない箇所がある。				
〔対策〕： 水平区間の確保を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所	1	1
	勾配の改修	箇所		
排水施設の改修		箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

■経路3-4

道路特定事業計画書【生活関連経路B】				
経路名	いっぽ南側（市道十日市場第137号線）			
事業区間	十日市場歩道橋東側の交差点～いっぽ			
事業延長	33m			
事業実施予定期間	平成29年度			
【整備方針】				
〔課題〕： 歩道が未設置である。				
〔対策〕： カラーベルトの整備を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
車道の改修		m <sup>2</sup>		
歩道の改修	全面改修	m		
	部分改修	m <sup>2</sup>		
	平たん部の確保	箇所		
	勾配の改修	箇所		
	排水施設の改修	箇所		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
カラーベルトの設置	m	40	1	
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				



【横浜市建築局都市計画基本図データ(地図情報レベル 2500)により作成】

## 7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市  
十日市場駅周辺地区  
道路特定事業計画

平成29年4月

横浜市緑区緑土木事務所  
〒226-0025 横浜市緑区十日市場町876-13  
電話:045-981-2100 FAX:045-981-2112

横浜市道路局道路部施設課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
電話 : 045-671-2731 FAX : 045-651-5443

ホームページ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>

本書に掲載した地図の作成にあたっては、横浜市発行の地形図を使用しています。

(横浜市地形図複製承認番号 平29建都計第9004号)